

美里町広告事業仕様書兼広告掲載募集要項

1. 仕様の部

広告媒体の概要		町のスポーツ施設(令和8年度)	
名 称	美里町素山野球場	美里町南郷球場	
広告媒体の素材	外野フェンス(コンクリート部)	観客席上部内壁	
掲載募集数	16区画	8区画	
大きさ (1区画当たり)	縦1.5メートル、横6メートル	縦1メートル、横5メートル	
広告掲載料 (1区画当たり)	54,000円	30,000円	※年度途中から掲載する場合の広告掲載料は、月割計算した額をとする。
掲載開始日	4月1日又は随時		
掲載期間	1年単位 ※年度途中から掲載の場合は、3月31日まで。		
担当課	総務課秘書室(電話0229-33-2112)		
掲載可能な広告の規格			
広告物の材質等	1 フェンスのコンクリート部及び内壁については、シール状のもので、剥離することができるものとする。 2 直射日光、風雨等によって急激に劣化しないような加工を施したものとする。 3 背景色は白色を基調としないものとする。 4 太陽光、照明光等による光の乱反射等によって、競技に支障をきたし、又は周辺の環境を害するおそれがある仕上げ等については、禁止するものとする。		

2. 申込みについて

申込み方法	美里町広告掲載申込書兼誓約書(別紙)に必要事項を記入し、広告(案)を添付の上、持参又は郵送
申込み締切り	掲載希望月の2か月前まで ただし、令和8年度から掲載希望の場合は、令和8年2月13日(金)まで

3. 主な広告内容の基準(掲載しないもの)

広告内容の基準	1. 町の広告媒体の公共性及びその品位を損なうおそれがあると認められるもの 2. 法令等に違反するもの又はそのおそれがあると認められるもの 3. 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあると認められるもの 4. 政治活動及び宗教活動に係るものと認められるもの 5. 意見広告又は個人の宣伝に係るものと認められるもの 6. 広告媒体の美観を害するものと認められるもの 7. 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあると認められるもの 8. あたかも町と共同で活動している等の誤解を与えるおそれがあると認められるもの 9. 客観的に見て明らかに信用度の低いと思われるもの 10. その他「美里町広告掲載基準」に定めるもの
----------------	--

4. 問い合わせ先

美里町役場総務課秘書室 広報広聴係 〒987-8602 宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13番地 TEL:0229-33-2112 FAX:0229-33-2159 E-mail:hisyo@town.misato.miagi.jp
--